養殖業に」に改め、同条第二項中「（のり等養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業をいう。以下この条において同じ。）に係る特定養殖共済」を「の種類に係る漁獲・特定養殖共済」に改め、同条第三項中「漁獲共済、養殖共済、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済」を「漁獲・特定養殖共済、養殖共済」に、「特定藻類養殖業に係る特定養殖共済」を「特定藻類養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済」に改め、同項第一号中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、同項第二号中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「第二十五条第二項第一号」を「第四十四条第三項第一号」に改め、同項第三号中「第二十五条第二項第二号」を「第四十四条第三項第三号」に改め、同項第四号中「特定養殖共済にあつては」を「特定養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては」に、「第百二十五条の六第一項」を「第百八条第四項」に、「第二十五条第二項第四号」を「第四十四条第三項第二号」に、「当該特定養殖共済」を「当該漁獲・特定養殖共済」に改め、同条第四項中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「漁獲金額として農林水産省令」を「生産金額として農林水産省令」に、「基準漁獲金額」を「基準生産金額」に改め、同項各号中「漁獲金額」を「生産金額」に改め、同条を第四十一条とし、第二十二条の八を第四十条とし、第二十二条の七を第三十九条とする。

第二十二条の六第一項中「漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済」を「漁獲・特定養殖共済又は養殖共済」に、「第五号」を「第八号」に、「、第六号から第八号まで」を「又は第九号から第十一号まで」に改め、「又は第九号から第十一号までに掲げる特定養殖業ごと」を削り、「、当該漁業に属する漁業」の下に「の種類（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類のうち主要なもの。以下この条において同じ。）」を加え、「漁獲共済の共済契約、当該養殖業に属する養殖業」を「漁獲・特定養殖共済の共済契約又は当該養殖業に属する養殖業の種類」に改め、「又は当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済契約」を削り、「に係る漁獲共済の共済契約（」を「の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約（」に、「）、当該養殖業に属する養殖業」を「）又は当該養殖業に属する養殖業の種類」に、「（連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る共済責任の保険をもつて、」を「に係る共済責任の保険をもつて、」に改め、同項中第九号から第十一号までを削り、第八号を第十一号とし、同項第七号中「、小割り式ひらめ養殖業」を削り、「及び小割り式かわはぎ養殖業」を「、小割り式かわはぎ養殖業及びひらめ陸上養殖業」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六　のり等養殖業

七　わかめ養殖業及びこんぶ養殖業

八　真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業

第二十二条の六第二項中「前項第六号から第八号まで」を「前項第九号から第十一号まで」に改め、「属する養殖業」の下に「の種類」を加え、同条を第三十八条とする。

第二十二条の五中「第二十一条の三」を「第三十二条」に、「第二十三条から第二十七条まで」を「第四十一条から第四十六条まで」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十二条の四の表中「、第百二十五条の三第一項」を削り、同条を第三十六条とする。

第二十二条の三中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「第十三号」を「第二十二号」に、「第十四号から第三十二号まで」を「第二十三号から第四十一号まで」に改め、「、特定養殖共済にあつては特定養殖業の種類ごと」を削り、「属する漁業」の下に「の種類（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類のうち主要なもの）を加え、「、当該養殖業」を「又は当該養殖業」に、「に係る養殖共済又は当該特定養殖業に係る養殖業に係る特定養殖共済」を「の種類に係る養殖共済」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　こんぶをとる漁業

第二十二条の三中第三十二号を第四十一号とし、第三十一号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十　ひらめ陸上養殖業

第二十二条の三中第三十号を第三十八号とし、第二十二号から第二十九号までを八号ずつ繰り下げ、第二十一号を削り、第二十号を第二十九号とし、第十四号から第十九号までを九号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の九号を加える。

十四　のり等養殖業

十五　わかめ養殖業

十六　こんぶ養殖業

十七　真珠母貝養殖業

十八　ほたて貝等養殖業

十九　特定かき養殖業

二十　くるまえび養殖業

二十一　うに養殖業

二十二　ほや養殖業

第二十二条の三を第三十五条とし、第二十二条の二を第三十四条とする。

第二十二条の見出し中「漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済」を「漁獲・特定養殖共済及び養殖共済」に改め、同条を第三十三条とし、第二十一条の三を第三十二条とする。

第二十一条の二中「第十九条各号」を「第二十七条各号」に改め、同条を第三十一条とし、第二十一条を第三十条とし、第二十条を第二十九条とし、第十九条の二を第二十八条とし、第十九条を第二十七条とする。

第十八条の四から第十八条の九までを削り、第十八条の三を第二十六条とする。

第十八条の二第一項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に、「第十三条各号に掲げる養殖業」を「第十九条各号に規定する養殖業の種類」に改め、同条第二項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に、「第十三条第四号から第四十一号までに掲げる養殖業」を「第十九条第三号から第十九号までに規定する養殖業の種類」に改め、同条に次の二項を加える。

4　法第百二十四条第五項各号列記以外の部分の政令で定める養殖業の種類は、第十九条第三号から第十七号までに規定する養殖業の種類とする。

5　法第百二十四条第五項各号列記以外の部分の政令で定める割合及び同項第二号の政令で定める割合は、百分の八十とする。

第十八条の二を第二十五条とする。

第十八条第一項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に、「、小割り式三年魚ふぐ養殖業及び小割り式ひらめ養殖業」を「及び小割り式三年魚ふぐ養殖業」に改め、同条第二項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改め、「に属する養殖業」を削り、「各年における当該養殖業」の下に「の種類」を加え、同条を第二十四条とし、第十七条を第二十三条とする。

第十六条第二号中「養殖業」の下に「及び陸地において営む養殖業」を加え、同条を第二十二条とする。

第十五条第一項中「法第百十八条第一項の農林水産省令で定める」を「養殖共済の対象とする」に改め、「、当該養殖業」の下に「の種類の養殖業」を、「おける当該養殖業の」の下に「種類に係る」を加え、同条第二項中「養殖共済」を「種類に係る養殖共済」に改め、同条を第二十一条とする。

第十四条第一項の表中小割り式ひらめ養殖業の項を削り、小割り式かわはぎ養殖業の項の次に次のように加える。

ひらめ陸上養殖業	ひらめ（本養殖しているものでふ化の年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌年）の事業場ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）